

学生グループ誘客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の観光リピーターとなりうる若年層の合宿誘致を促進するため、合宿を行う高校・大学等の運動系および文化系の団体に対して補助金を交付することとし、その交付に関し、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県外に所在する高等学校、短期大学または大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の生徒または学生で構成する運動系および文化系の団体（以下「団体」という。）が小浜市内に宿泊して行う合宿で、次の各号に定める要件を満たすもの（以下「合宿」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市の区域内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿泊所営業に係る施設に宿泊するものであること。

(2) 前号の場合において、当該宿泊に要する費用が、1泊あたり1,500円(税込)を超えるものであること。

(3) 市の区域内で、前項に掲げる施設に連続して宿泊する団体の生徒または学生の延べ人数（以下「延べ人数」という。）が20人以上であること。

(4) 事前に市に対して受入れの協議を行ったものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 単に公式大会、イベント等への参加または観光を目的とするもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 政治的または宗教的活動を目的とするもの

(4) 市または市から補助金等の交付を受けている団体から補助金、助成金等の交付を受けているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に定めるものとする。

(1) 宿泊費

(2) 地域交流費

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、団体または合宿の主催者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿をする場合は、個々の参加団体の主催者を補助対象とする。

3 同一の団体が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同

一であるときは、1の補助対象者とする。

(延べ人数の算定)

第5条 前条第2項に規定する場合における延べ人数は、個々の参加団体ごとに算定する。

2 前条第3項の場合における延べ人数は、2箇所以上に分かれて宿泊する複数の延べ人数を合計することにより算定する。

(補助金の額)

第6条

(1) 宿泊費

補助金の額は、宿泊した延べ人数に1人泊あたり1,500円を乗じて得た額とし、年間300,000円を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 地域交流費

合宿の期間中において、福井県内の観光施設の利用および観光体験等を行った場合の補助金の額は、1人1回あたり250円とする。

※活動の事例

- ・ 観光施設の見学
- ・ 林漁業体験、ものづくり体験
- ・ スポーツ文化団体との交流、指導（スポーツ少年団への技術指導等）
- ・ 地域住民との交流（まつり、イベント、ボランティア活動、公衆入浴等）

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿の開始日までに市長に提出するものとする。

(1) 学生グループ誘客促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 活動計画書（様式第2号）

(3) 宿泊経費および地域交流費に係る収支予算書（様式第3号）

(4) 補助対象者が、その団体に属している事が証明できる書類（学生証や教職員証等）の写し

(5) 行程表（任意の書式のもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときまたは補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 学生グループ誘客促進事業補助金実績報告書（様式第4号）

(2) 宿泊証明書（様式第5号）

(3) 地域交流活動報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求および交付)

第9条 補助対象者は、交付の決定のあった補助金を受けようとするときは、学生グループ誘客促進事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。